

社会福祉法人長野県共同募金会配分要領（令和4年度共同募金）

社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金配分（共同募金以外の寄付金配分、災害その他緊急配分等を除く。）は、「長野県共同募金会配分規程」（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

【配分方針】

共同募金は、地域の福祉ニーズに応えるために必要な資金需要を積み上げた配分計画を策定し、それに基づく募金目標額により寄付を集める「計画募金」です。

共同募金の配分の考え方については、次に掲げるとおりです。

- (1) 配分計画は、すべて配分申請に基づくものとする。
- (2) 社会情勢や寄付動向等を勘案し、寄付実績を十分考慮した配分計画とする。
- (3) 申請事業の財源が、自己資金の確保に努めてもなお不足が生じ、共同募金の配分以外に手段のないものと認められるものを対象とする。
- (4) 地域住民の要請と時代に即応した事業に対し、重点を定めて配分する。
- (5) 地域福祉における配分は、先駆的及び開拓的で多様な福祉活動の自立育成支援をするため、活動の立ち上がりの時期を含むものに対しても配分する。
- (6) 配分は、次に掲げる事項を優先順位とし、申請者の資金状況、事業規模、配分効果等を考慮し決定する。

なお、配分にあたっては、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金を調整し配分する。

- ① 申請事業の内容が、利用者等に対する緊急度が高いと認められる事業
- ② 申請事業の内容が、地域福祉の充実向上のため重要度が高いと認められる事業
- ③ 事業者が既に実施している事業であって、その団体の目的とする事業の維持・強化に必要と認められる事業
- ④ 申請者が新規に開始する事業

第1 社会福祉施設等整備配分事業

1 対象法人・団体・施設等

規程第2条(1)に定める者のうち、本配分要領第9に規定する市町村域地域福祉配分の対象とならないもの。

2 対象事業・経費

福祉サービス提供を直接行う場となる建物を新築・増改築・改修・修繕する事業、又は福祉サービス提供に直接使用する設備・備品を購入する事業を対象とする。

この要領で「備品」とは、原則として単価 10 万円以上かつ耐用年数 5 年以上のものをいう。建物工事の場合は、申請法人が所有する建築物又は相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。

なお、いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

3 対象外事業

規程第 5 条に定める事業

4 配分限度額及び配分率

配分限度額は 300 万円とし、配分率は配分対象経費総額の 75%以内とする。配分額は万円単位とし、万円未満は切り捨てる。

5 募集期間 令和 4 年(2022 年)4 月 15 日(金)～6 月 10 日(金)

6 申請書の受付及び提出書類

配分を希望する法人は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

7 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事業の目的や内容などを具体的に示すものとする。
- (2) 配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することができない。ただし、同一申請者が複数の福祉施設・事業所(以下「施設」という。)を営んでいる場合は、配分決定となった施設以外の施設に係る事業であれば翌年度も申請できる。
- (3) 社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業及び県域社会福祉団体配分事業の重複申請はできない。

第 2 自動車整備配分事業

1 配分対象及び事業

配分の対象と事業は次のとおりとし、有償において行う移送等については、所定の許可を得て行う事業とする。

- (1) 規程第 2 条(1)に定める者が実施する次に掲げる事業に要する自動車
 - ① 市町村地域福祉配分の対象とならない施設における利用者の移送及び就労等事業
 - ② 地域活動支援センターにおける利用者の移送及び就労等事業
- (2) 市町村社会福祉協議会が行う次に掲げる事業に要する自動車

- ① あらかじめ登録した会員を対象とした移送サービス事業
 - ② 住民への福祉車両貸出事業
 - ③ 地域福祉推進に資する事業、生活支援活動に係る事業
- (3) その他本会が特別に認めた事業
- 2 対象自動車の種類及び配分上限額
配分の対象となる自動車は新車とし、種類と配分の限度額は、別表のとおりとする。
- 3 事業費及び配分率
配分対象事業費は、車両本体価格に本会が必要と認めた改造、内装、設備、配分明示ペイントに要する費用（本会が指定する明示のみ）を加えたものとし、登録諸費用（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費、リサイクル料及びこれらに係る消費税）は含まない。
また、更新の場合は配分対象事業費から下取り価格を除く。
配分率は対象経費総額の75%以内とする。配分額は万円単位とし、万円未満は切り捨てる。
- 4 車両の更新（買い替え）要件
- (1) 配分の対象となる自動車は新車のみとする。
 - (2) 排気量660cc以下、初度登録から10年が経過、又は走行距離10万km以上。
 - (3) 排気量661～1,999cc、初度登録から13年が経過し走行距離13万km以上。
 - (4) 排気量2,000cc以上、初度登録から13年が経過し走行距離15万km以上。
 - (5) 上記(2)～(4)に該当しないが、相当な老朽化や重大な故障の発生など、特に更新の必要性が高いと判断される場合。
- 5 配分の明示
本会が指定する箇所に「ありがとう赤い羽根募金」とペイント書き（カッティングシート可）し、本会が送付する「赤い羽根ステッカー」を貼付する。
- 6 募集期間 令和4年(2022年)4月15日(金)～6月10日(金)
- 7 申請書の受付及び提出書類
配分を希望する法人・団体は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。
- 8 留意事項
- (1) 申請にあたっては、事業の目的や内容などを具体的に示すものとする。
 - (2) 配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することができない。ただし、同一申請者が複数の施設を運営している場合は、配分決定となった施設以外の施設に係る事業であれば翌年度も申請できる

- (3) 自動車整備配分事業、社会福祉施設等整備配分事業及び県域社会福祉団体配分事業の重複申請はできない。

第3 県域社会福祉団体配分事業

1 配分対象

配分規程第2条に定める者のうち、広域で社会福祉を目的とする事業及び公益を目的とする事業を行う団体とする。

2 配分の対象事業及び対象経費

- (1) 公的制度では対応できない福祉サービスを地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- (2) 福祉施設の有する機能を活用して地域住民に対する福祉サービス・活動を提供する事業
- (3) 地域住民や福祉関係者等を対象とした地域福祉推進のための各種啓発、講演、研修等の事業
- (4) 地域福祉の課題を解決するために関係団体と連携して行う事業
- (5) 全国単位の会議又は研修等の当番県として行う事業(以下「全国単位」という。)及び関東ブロック単位の会議又は研修等の当番県として行う事業(以下「関ブロ単位」という。)
- (6) その他特に臨時的経費と認められる事業

3 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業(特定の個人的活動と認められる事業など。)
- (2) 他団体又は下部組織への運営費補助事業
- (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (4) 機関誌・広報誌等発行事業(会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。)

4 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 飲食経費(生活支援としての食事提供等はこの限りでない。)
- (4) 宿泊経費(宿泊体験を主目的とする事業はこの限りでない。)
- (5) 社会通念上、自己負担が適当と見込まれる経費
- (6) 介護保険事業等の公的制度において実施する事業

5 配分限度額及び配分率

(1) 配分限度額及び事業数

配分限度額は1事業あたり50万円とし、配分率は申請事業に係る対象経費総額の75%以内で、配分額は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

なお、申請できる事業数は全国単位及び関ブロ単位を除き、原則1事業とし、事業ごとに所定の配分率を適用する。

(2) 同一事業に対して連続して配分する場合は3年を限度とするが、特に必要と認められた場合は2年に限り配分を延長することができるものとする。この場合4年目の配分率は50%以内で、配分額は30万円を限度とし、5年目の配分率は30%以内で、配分額は10万円を限度とする。

(3) 県域社会福祉団体配分事業、社会福祉施設等整備配分事業及び自動車整備配分事業の重複申請はできない。

6 募集期間 令和4年(2022年)9月1日(木)～11月30日(水)

7 申請書の受付及び提出書類

配分を希望する法人・団体は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

8 留意事項

(1) 申請にあたっては、事業の目的や内容などを具体的に示すものとする。

(2) 福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。

第4 安心・安全なまちづくり活動公募配分事業

別途定める安心・安全なまちづくり活動公募配分要綱及び安心・安全なまちづくり活動公募配分取扱要領に基づき配分を行う。

第5 県社会福祉協議会事業配分事業

1 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業、住民福祉活動の組織化、市町村社協・福祉施設・団体・住民が抱える今日的課題を全県的な視野で解決するために行う諸事業を対象とする。

2 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業（国又は地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- (2) 他団体又は下部組織への運営費補助事業
- (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (4) 機関誌・広報誌等発行事業（会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。）

3 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 備品を購入する経費（申請事業実施に不可欠で購入以外に調達方法がない場合はこの限りでない。）
- (4) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- (5) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業はこの限りでない。）

4 配分率

配分率は、申請事業に係る対象経費総額の75%以内とする。配分額は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

5 募集期間 令和4年(2022年)9月1日(木)～11月30日(水)

6 申請書の受付及び提出書類

配分を希望する場合は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

7 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事業の目的や内容などを具体的に示すものとする。
- (2) 福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。
- (3) 同一事業を同様の内容で申請できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ、再申請できない。3年を超えて連続申請を希望する場合及び再申請する場合は理由を付して申請する。

第6 使途選択募金公募配分事業

別途定める使途選択募金実施要領に基づき配分を行う。

第7 災害援護金配分

別途定める災害援護金配分要綱に基づき配分を行う。

第8 地域生活支援公募配分事業（全国共通テーマ配分事業）

別途定める地域生活支援公募配分要綱に基づき配分を行う。

第9 市町村域地域福祉配分事業

1 対象法人・団体・施設等

(1) 市町村社会福祉協議会

(2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。

① 特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める団体

(3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設。

① 民間保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める事業

2 対象事業・配分基準等

各市町村共同募金委員会管内の地域福祉の充実を目的とした具体的な事業を対象とし、「県域福祉事業配分」等を参考に、各市町村共同募金委員会において独自に配分基準等を設定する。

3 対象外事業

(1) 規程第5条に定める事業（国又は地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）

(2) 介護保険事業等の公的制度において実施する事業

(3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

4 対象外経費

(1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費

(2) 全国大会や研修会等に参加するための経費

(3) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）

(4) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業はこの限りでない。）

5 留意事項

- (1) 地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整し、実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。
- (3) 申請については、各市町村共同募金委員会で定める。

第10 NHK歳末たすけあい特別配分事業

年度ごとに別途定めるNHK歳末たすけあい特別配分要綱に基づき配分を行う。

(別表)

種 類	特別装備	概 要	排気量等 (cc)	限度額 (千円)
車両Ⅰ	「助手席リフトアップ」 又は「セカンドシートリ フトアップ」のいずれか の装備	助手席又はセカンドシートが 車両の外側に回転し、低い位 置まで下がる特別装備	660以下	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700
車両Ⅱ	スロープ式車いす仕様	車両に装備したスロープ、又 はリフトにより、車いすに座 ったまま乗り降りできる特別 装備	660以下	1,500
			661～1500	1,800
			1501～2000	2,500
			2001～3000	3,300
車両Ⅲ	リフト式車いす仕様	車両に装備したリフトにより 、車いすに座ったまま乗り降 りできる特別装備	660以下	1,500
			661～1500	1,600
			1501～2000	2,300
			2001～3000	3,000
車両Ⅳ	特別装備のない車両		660以下	800
			661～1500	1,200
			1501～2000	1,700
			2001～3000	2,300